

# イベント用資機材等貸出事業実施要綱

(目的)

**第1条** この事業は、社会福祉法人当別町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有するイベント用資機材（以下「資機材」という。）を貸出ことにより、住民自らのコミュニティづくりやボランティア活動の積極的な参加を促進し、住民同士の絆を深めながら地域福祉を推進することを目的とする。

(貸出対象者)

**第2条** 当別町内の町内会・自治会、福祉関係団体及び施設等（以下「団体等」という。）とし、利用目的が地域のコミュニティづくりやボランティア活動又は福祉の推進を目的とした事業であることとする。

2 この資機材を利用できる団体等は、次のとおりとする。

- (1) 町内会・自治会等の住民団体
- (2) 福祉関係団体・施設
- (3) NPO法人
- (4) ボランティアグループ
- (5) 保育所、幼稚園、学校等の関係団体
- (6) ふれあい・いきいきサロン代表者
- (7) 当別町社会福祉協議会会員規程第2条第3号及び第4号の特別会員並びに協賛会員
- (8) その他本会が適当と認める団体

(貸出の制限)

**第3条** 資機材の貸出は、次の各号に該当すると認められた場合はこれを許可しない。

- (1) 営利を目的とする場合
- (2) 政治、宗教活動を目的とする場合
- (3) 法令または公序良俗に違反する場合
- (4) その他利用目的に反する場合

(転貸禁止)

**第4条** 資機材の貸出を受けた団体等は、その資機材を第三者に転貸してはならない。

(資機材の種類)

**第5条** 貸出する資機材は、別表のとおりとする。

(貸出の手続)

**第6条** 貸出を受けようとする団体の責任者は、資機材等貸出申請書により本会事務局まで申し込むものとする。

2 貸出の予約開始日は、利用日の6か月前からとする。

(貸出期間)

**第7条** 資機材の貸出期間は、貸出の日から1週間以内とする。ただし、資機材の管理上

支障がないと判断したときはこの限りでない。

(貸出及び返却)

**第8条** 資機材の貸出及び返却は、本会の指定する場所において行うこととする。

2 資機材の利用が終わった時は、すみやかに返却しなければならない。

(利用料)

**第9条** 資機材の利用料は、別表のとおりとする。

2 材料費、燃料費等は、資機材の貸出を受けた団体等の負担とする。

(利用報告)

**第10条** 資機材の貸出を受けた団体等は、利用状況を本会に報告しなければならない。

(管理責任)

**第11条** 資機材の貸出を受けた団体等は、その資機材を返却するまでの間の管理責任を負うものとする。

2 資機材の貸出を受けた団体等が故意又は過失により資機材の破損、分解又は紛失した時は、本会に対し、修復あるいは代価の責務を負うものとする。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。